

令和4年度北海道農政事務所官用自動車点検等業務仕様書（単価契約）（札幌地区）

1 対象物品及び予定数量

本業務の対象となる物品及び予定数量は、原則として、別紙1「自動車点検等一覧表（予定車両及び予定点検項目）」（以下「点検一覧表」という。）のとおりとする。

なお、車検・点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、交換の可能性を示したものであり、実施にあたっては、支出負担行為担当官が指定した職員（以下「契約担当職員」という。）が発行する書面（別紙2）（以下「発注書」という。）に基づくものとし、受注者は点検を実施した結果、発注書記載内容のうち整備が必要でない判断される項目がある場合及び発注書記載内容以外の整備が必要であると判断される場合においても、契約担当職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 業務内容

- (1) 受注者は、点検一覧表に示す車検引渡日・12ヶ月点検引渡日及び6ヶ月引渡日（以下「引渡日」という。）に車両を引き取り、車検・点検等を実施するものとする。ただし、契約後、発注者及び受注者協議の上、引渡日を変更することができるものとする。
- (2) 受注者は、別紙3「北海道農政事務所庁舎一覧表」に記載する庁舎毎に契約担当職員と協議の上、引取時刻及び返還予定日時を決定するものとする。
- (3) 受注者は、発注書に基づき、点検一覧表の車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施し、車両配置場所庁舎に返還するものとする。
- (4) 点検一覧表における点検等内容は次のとおりとする。

ア 車検及び点検は、道路運送車両法に基づく自動車点検基準により適正な点検を行うこと。車検及び12か月点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗剤、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

6か月点検には、点検項目の調整、整備・清掃作業、使用する洗剤代金、関連するグリス代金、補充用のオイル代金を含むものとする。

イ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

ウ 保安確認検査とは、道路運送車両法に定める継続検査のうち規定する保安基準に適合するか否かについて、自動車検査独立行政法人において審査を受けること、または道路運送車両法に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

エ 車両陸送とは、車両配置場所庁舎から自動車分解整備場までの引き取り及び自動車分解整備場から車両配置場所庁舎までの納車の作業をいう。

オ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃および樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

カ 点検一覧表に掲げる各種部品（オイル類含む）交換には、作業料及び部品代金を含むものとする。

キ クーラント補充は、補充又は交換作業料、ラジエーター液（ロングライフクーラント）代金を含むものとする。

ク 発炎筒は、次回の6か月点検又は次年度の継続検査後の有効期間の満了する日以前

に有効期限が到来するものを交換するものとし、交換する発炎筒は残存有効期間が3年以上あるものとする。

ケ フロントディスクパッド交換、フロントディスクロータ交換及びリヤブレーキシュー交換、リヤブレーキパッド交換は、左右両輪とも交換するものとする。

コ タイヤパンク修理は、タイヤのトレッド面に釘等が刺さったものを対象とし、必要な部材により穴をふさぎ、空気圧の調整を行うものとする。なお、対象のタイヤは、車両から取り外した状態で、引取及び返還を行うものとする。

サ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

シ エンジンオイルについては、SN品質（API規格）のものとする。

ス ワイパーブレードゴムについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

セ トランスファーオイル、ATF、スパークプラグ、ストップ球、ウインカー球は車両メーカーが推奨するものとする。

ソ スパークプラグ交換にはガスケット等同時に交換する必要がある部品代を含むものとする。

タ バッテリー交換は車種に適合した寒冷地仕様のバッテリーと交換するものとする。

チ 故障等診断については、車検・点検時以外の発注者が通常使用している中で発生した車両の不具合に関して、受注者は車両配置場所庁舎に出向き又は自動車分解整備場へ運搬し、不具合箇所及び関連部分を確認し、発生原因の判定又は想定と修理方法の提案を行うものとする。なお、不具合が、ネジ締め等部品交換を要しない軽微な調整により回復する場合には、必要な調整を行うものとする。

ツ 別途発注

乗用自動車の車内清掃、エンジンオイル交換、全車両におけるストップ球交換、ウインカー球交換及びストップ球交換・ウインカー球交換に伴う車両陸送は、車検・点検とは別の時期に発注できるものとする。

タイヤパンク修理、故障等診断については、車検・点検の時期以外の発注を基本とする。

3 整備の追加

点検一覧表における予定点検項目以外の追加整備が必要と判断した場合は、契約担当職員に通知の上、発注者と受注者で追加整備の協議を行う。追加整備の金額は、工賃、部品代金とし事務手数料は含まない。

4 車両陸送時の事故等

車両陸送は、キャリアカー又は自走（近隣の場合に限る。）等の運搬方法の指定はないが、交通事故等により生じた賠償責任等は請負者が一切負担すること。

5 請負代等の請求

(1) 請求書については、請求金額のほか自動車重量税、自賠責保険料、検査点検料の類をそれぞれ内訳として区分けすること。

(2) 自賠責保険料については、当該自動車の継続検査実施までに請求することができるもの

とし、請求方法の詳細については別途協議するものとする。

6 その他

(1) 請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出し、検査職員の検査を受けること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

(2) 組織改編等に伴い、発注者の名称及び住所の変更、庁舎の移転等があった場合においても、本契約は継続するものとする。

予定数量表(札幌地区)

項目		予定数量	単位	備考
自動車重量税	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年	18	台	
自賠責保険料	自家用小型貨物車 12ヶ月契約	18	台	
車検(自家用小型貨物車)		18	台	
6か月点検(自家用小型貨物車)		18	台	
12か月点検(自家用小型乗用車)		2	台	
継続検査代行		18	式	
保安確認検査		18	式	
車両陸送		40	回	
車内清掃		20	式	
スチーム洗浄(下回含む)		20	式	
下回り防錆処理		20	式	
エンジンオイル交換	日産ADバン	30	式	
エンジンオイル交換	日産セレナ	4	式	
エンジンオイル交換	トヨタサクシード	6	式	
エンジンオイルエレメント交換	日産ADバン	15	式	
エンジンオイルエレメント交換	日産セレナ	2	式	
エンジンオイルエレメント交換	トヨタサクシード	3	式	
トランスファーオイル交換	日産ADバン	1	式	
ATF交換	日産ADバン	1	式	
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換	日産ADバン	2	本	
リヤワイパーブレードゴム交換	日産ADバン	1	本	
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換	トヨタサクシード	2	本	
リヤワイパーブレードゴム交換	トヨタサクシード	1	本	
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換	日産セレナ	2	本	
リヤワイパーブレードゴム交換	日産セレナ	1	本	
クーラント補充	日産ADバン	1	L	
発炎筒交換		1	個	
エアクリーナーエレメント交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	1	個	
Vベルト交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	2	本	
フロントディスクパッド交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	2	式	
フロントディスクロータ交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	2	式	
リヤブレーキシュー交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	1	式	
バッテリー交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	1	式	
スパークプラグ交換	日産ADバン(平成21年以降車 型式DBF-VZNY12)	1	式	ガスケット等の同時交換部品を含む単価とする
カーエアコンフィルター交換	日産ADバン	2	式	
カーエアコンフィルター交換	トヨタサクシード	2	式	
カーエアコンフィルター交換	日産セレナ	1	式	
ストップ球交換	日産ADバン	1	個	
ウインカー球交換	日産ADバン	1	個	
タイヤパンク修理		2	本	
変更登録(ナンバープレート変更)		4	台	
故障等診断		2	式	

発 注 書

年 月 日

殿

契約等担当職員
又は補助者職員所 属 所
車 両 番 号
車 名
履 行 期 限

年 月 日

項目	数量	単位
自動車重量税		台
自賠償保険料		台
車検		台
6ヶ月点検		台
12ヶ月点検		台
継続検査代行		式
保安確認検査		式
車両陸送		回
車内清掃		式
スチーム洗浄(下回含む)		式
下回り防錆処理		式
エンジンオイル交換		式
エンジンオイルエレメント交換		式
トランスファーオイル交換		式
ATF交換		式
フロント(左右)ワイパーブレードゴム交換		本
リヤワイパーブレードゴム交換		本
クーラント補充		L
発炎筒交換		個
エアクリーナーエレメント交換		式
Vベルト交換		式
フロントディスクパッド交換		式
フロントディスクロータ		式
リヤブレーキシュー(パッド)交換		式
バッテリー交換		式
スパークプラグ交換		式
カーエアコンフィルター交換		式
ストップ球交換		個
ウインカー球交換		個
タイヤパンク修理		本
変更登録(ナンバープレート変更)		台
故障等診断		台

北海道農政事務所庁舎一覧表

名 称	住 所	電話番号
北海道農政事務所 本所	札幌市中央区南 2 2 条西 6 丁目 2 番 2 2 号 エムズ南 2 2 条ビル 第 2 ビル	011-330-8765
北海道農政事務所 白石庁舎	札幌市白石区平和通 2 丁目北 5 - 1 0	011-863-6031